

気の里駐在所だより

伊那警察署 長谷警察官駐在所

11月

女性に対する 暴力をなくす運動

【期間】 11月12日（水）から11月25日（火）まで

我慢しないですぐに相談！

「ストーカー」や「DV」は、放置するとエスカレートして、殺人などの生命に関わる凶悪事件に発展するおそれがありますので、早めの相談をしてください。早めの相談が、早い解決につながります！

DVは犯罪です！

夫婦間であっても、身体的暴力（殴る、蹴る等）は、「暴行」、「傷害」に当たり、処罰の対象になります。被害者の裁判所への申し立てにより、裁判官が加害者に対して被害者等への接見を禁止したり、自宅から退去を命令する「保護命令制度」もあります。

ストーカー行為ってなに？

ストーカー行為とは、「追隨して歩く、自宅等への押し掛けや見張り、行動監視の告知、面会要求、交際・復縁要求、連続電話、乱暴な言動、GPS機器の取り付け」などの、規制対象行為を繰り返すこと。

相談窓口の紹介

- ①警察本部警察相談窓口
「#9110」又は「026-233-0110」
- ②警察本部性犯罪被害ダイヤルサポート110
「026-234-8110」又は「0120-037-555」
- ③性犯罪被害相談電話：「#8103」（ハートさん）

指名手配被疑者の 検挙にご協力を！

【目撃情報等の協力を！】

指名手配被疑者の発見に向けた捜査には、皆さんの御協力が必要です。僅かな事で結構ですので通報して下さい。警察施設などにポスターを掲示してありますので、御覧ください。

警察庁 重要指名手配

 小谷洋史 殺人 17歳未満 17歳未満 027-571-0110 0120-047-690	 小原勝幸 殺人 17歳未満 17歳未満 0193-64-0110	 見立真一 殺人 17歳未満 17歳未満 03-3479-0110 600万円	 八田典一 殺人 17歳未満 17歳未満 0677-21-2131 800万円
---	--	--	--

あなたの情報で犯人を捕まえる！
捜査特別報奨金 **300万円**

警察庁ウェブサイト

犯罪被害者週間

【実施期間：11月25日～12月1日】

犯罪による被害は、心や体が傷つけられるだけではなく、犯罪被害者やその御家族は、被害を受けた後も様々な困難に直面し、苦しめられています。犯罪被害者やその御家族が受けた被害の軽減や回復には周囲の方の理解や共感、配慮、協力がとても大切です。

【被害に遭われた方への接し方】

普段であれば何でもない言葉が、犯罪被害者やその御家族に苦痛を与える場合があります。もし、身近に被害に遭われた方がいたら、寄り添い、共に歩む気持ちで言葉をかけて下さい。また、「特別な対応」よりも「人として自然な心遣い」をする気持ちで接して下さい。

【警察における被害者支援制度】

警察では、犯罪被害者やその御家族の精神的・経済的負担の軽減を図るため、「犯罪被害給付制度」「カウンセリング支援制度」「被害者連絡制度」等を運用しています。